

千葉県告示第303号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同法第2項の規定により告示します。

令和5年4月1日

千葉市長 神谷 俊一

1 委託の相手先

千葉県若葉区古泉町537

一般社団法人 千葉県園芸協会

会長 小川 五郎兵衛

2 委託施設

千葉県農政センター農業者健康増進施設

3 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで